

## 4. 市街地の整備改善

(土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備  
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項)

### [1]市街地の整備改善の必要性

#### 【現状分析】

本市の中心市街地は、北側は瀬戸内海に面するサンポート高松地区から、南側は特別名勝栗林公園に接する業務地に挟まれた区域で形成されています。

中心市街地の中央部には、県下から多くの人を集める中央商店街があり、これまで第1期計画に基づき、高松丸亀町商店街で再開発事業が進められており、A、B、C及びG街区では、高松市内を始め、香川県下から多くの人が集まる魅力的なショッピングモールと街並み景観、都心居住環境が形成されています。

しかしながら、高松丸亀町商店街の再開発事業は、D・E街区での事業実施が未定であるほか、既に実施済みのA、B、C及びG街区のにぎわいが周辺に十分広がっていないなど、現時点ではその魅力を十分生かしきれていない状況にあります。

また、瀬戸内海に面するサンポート高松地区との連続性を高める道路や公園整備が完了しておらず、にぎわいの連続性や中心市街地に至る交通環境の改善強化が求められています。

#### 【市街地の整備改善の必要性】

本市では、第1期計画での活性化の取組を引き継ぎ、より広い範囲のにぎわいが広がるよう、引き続き、精力的に取組を進めます。

中心市街地中央部に広がる中央商店街のうち、中央に位置する丸亀町商店街では、これまで強化されてきたA、B、C及びG街区のにぎわいをより強め、広げる事業を精力的に進めます。

中央商店街北側では、にぎわい再生が進んでいる中央商店街と周辺との人や車の流れを強化するため、高松港の港湾環境整備や瀬戸内海に面する玉藻公園の整備、高松港やJR高松駅と中央商店街を結ぶ歩行者空間整備、バリアフリー歩行空間のネットワーク整備を進めます。

#### 【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善措置を講じることとします。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当無し

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松海岸線街路事業</p> <p>【内容】 ・高松海岸線の整備 長さ=646m 幅=30~32m 6車線、歩車道分離、段差解消、電線類地中化</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	高松市	中心市街地への広域からのアクセスを改善するとともに、快適な歩行者ネットワークの形成を図るものです。サンポート高松やJR高松駅から中央商店街への歩行者の利便性を高めるもので、来街者の回遊促進に資するため、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	
<p>【事業名】 玉藻公園整備事業</p> <p>【内容】 ・玉藻公園（南工区）用地取得 ・史跡高松城跡と一体となる都市公園の整備</p> <p>【実施時期】 平成10年度～</p>	高松市	玉藻公園と周辺との一体整備を図り、地域特性を生かしたまちづくり、地域づくりを行い、高松らしい都市美の再創出を図る公園整備であり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市公園事業）</p> <p>【実施時期】 平成10年度～平成25年度</p>	

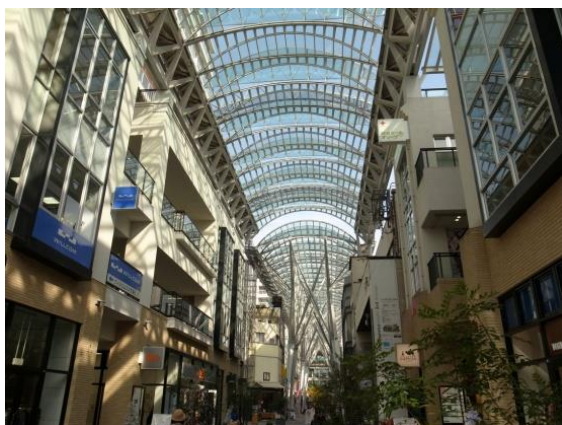
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 水循環創造事業(水循環再生型)再生水利用下水道事業</p> <p>【内容】 ・中心市街地の再生水供給区域内における再生水管の布設及び供給</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	高松市	<p>下水道資源の有効利用、健全な循環型社会の形成のため、東部下水道処理場内の再生処理施設から、サンポート高松を含む中心市街地に再生水の供給を行うことにより、供給区域内の再生水利用を推進するものであり、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(下水道事業)</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	
<p>【事業名】 歩行者空間整備事業</p> <p>【内容】 ・JR高松駅と中央商店街を最短で連絡する市道西の丸町兵庫町線の歩行者空間の改善 長さ200m・幅=6.0m 電線類地中化</p> <p>【実施時期】 平成21～28年度</p>	高松市	<p>サンポート高松と中央商店街のにぎわいの相乗効果による中心市街地の更なる活性化を目指し、相互の連携や回遊性を高める歩行者ネットワーク等整備であり、来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>【実施時期】 平成21～28年度</p>	
<p>【事業名】 高松駅南交通広場整備事業</p> <p>【内容】 ・高松駅南線における交通広場の整備 延長：250m 幅員：16～20m 車線数：2車線 面積：4,600㎡</p> <p>【実施時期】 平成24、25年度</p>	高松市	<p>高速バスの便数が飛躍的に伸び、既存の高松駅前広場におけるバスターミナルの混雑に伴う、時間待ちのための高速・貸し切りバス等の路上駐車や、一般乗降場の混雑に伴う送迎者の路上駐車などの問題が生じていることから、このような問題を解消するため、高松駅南線で交通広場の整備をすることにより、交通結節機能の強化と交通の円滑化を図るとともに、居住環境の充実に資するもので、中心市街地に必要な機能の強化を図ることが必要です。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))</p> <p>【実施時期】 平成24、25年度</p>	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p><b>【事業名】</b> 高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）</p> <p><b>【内容】</b> ・緑地設計 1式 ・緑地一部施工 1式</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 25～29 年度</p>	香川県	高松港を訪れる市民等にかかれた豊かで親しみのある港湾環境構築のため、玉藻地区において海洋性のイベント、レクリエーション及びスポーツ活動が快適に行えるウォーターフロントの形成を目的とした緑地を整備することにより、来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地活性化に必要です。	<p><b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（港湾事業）</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 25～29 年度</p>	

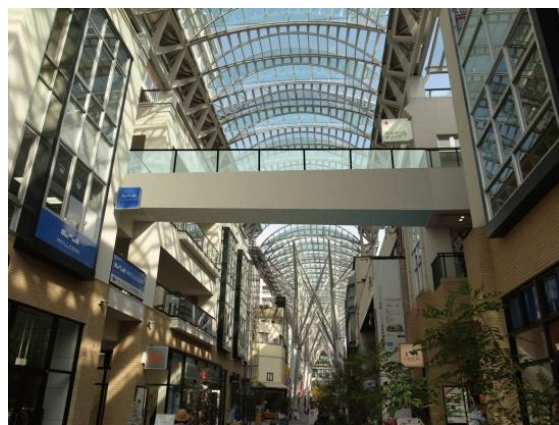
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松城跡整備事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡高松城跡保存整備基本計画による石垣や披雲閣など各施設の保存修理</li> <li>・ 高松城跡整備事業（桜御門の復元整備、地久櫓台石垣の保存修理）</li> <li>・ 高松城天守復元整備事業（天守台石垣の保存整備）</li> </ul> <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	高松市	<p>城下町高松のシンボルである史跡高松城跡を整備することにより、高松らしい風格ある都市の魅力を高め、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 文化財建造物保存修理等事業</p> <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	

【現状】



【施行後】



高松丸亀町商店街 C 街区連絡通路のイメージ図（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 高松丸亀町商店街回遊性向上事業</p> <p><b>【内容】</b> ・丸亀町商店街C街区再開発ビルの3階部分に、渡り廊下を設置するもの</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 25 年度</p>	<p>高松丸亀町まちづくり株式会社</p>	<p>丸亀町商店街C街区の3階部分に渡り廊下を設置することで、同街区の西棟と東棟との回遊を促進し、商業施設としての価値を高め、商店街の魅力向上及び来街者の回遊性の促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> －</p> <p><b>【実施時期】</b> －</p>	
<p><b>【事業名】</b> バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業</p> <p><b>【内容】</b> ・①瓦町松島線：施行延長L=120m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ②高松海岸線：施行延長L=100m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ③その他路線：視覚障害者用誘導ブロックの設置（魚屋町栗林線等）</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 16 年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業を推進し、歩行者が安心して歩ける環境整備であり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> －</p> <p><b>【実施時期】</b> －</p>	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p><b>【事業名】</b> 高松市総合設計制度運用基準</p> <p><b>【内容】</b> ・中央通りを中心とした市街地の建築計画で、国の基準以上の公開空地を確保することにより、国の示す緩和を最大限活用しようとするもの</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 17 年度～</p>	高松市	総合設計による建築許可において、本市独自の許可運用基準を制定し、中心市街地の都市環境整備及び都市景観形成に寄与するものであり、居住促進、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	<p><b>【措置の内容】</b> —</p> <p><b>【実施時期】</b> —</p>	
<p><b>【事業名】</b> 駐車場附置義務の緩和</p> <p><b>【内容】</b> ・駐車場整備地区内の一定規模を超える建築物を新築、増築又は用途変更する場合に、自動車駐車施設の附置に関する規定を緩和</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 24 年度～</p>	高松市	公共駐車場で収容可能台数に余裕があるため、駐車場付置義務条例を改正（緩和）し、中心市街地の土地利用促進等に寄与するものであり、居住促進、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	<p><b>【措置の内容】</b> —</p> <p><b>【実施時期】</b> —</p>	